

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要 約 内 容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
66	ごみ対策課	意見	1 生ごみ減量化促進補助業務 ア 生ごみ減量化促進補助業務の事業指標の見直し	事務事業評価の定量指標について、事業本来の目的である生ごみ排出量を追加するなどの見直しが望ましい。 また、設定した指標を達成するため、生ごみ処理機の購入時補助だけでなく、生ごみ水切り袋の全戸配布など、他の自治体で効果のあった事例の導入を検討することが望まれる。	検討中	事務事業評価の指標については、適切な指標となるよう見直しを検討する。 補助事業のあり方を考察し、効果的な補助事業となるように検討する。
69	ごみ対策課	意見	2 資源回収業務 ア 総合資源ステーション「りすた稲熊」の展開について	ごみの減量の為には、可燃ごみ又は不燃ごみから、資源物を適切に分別してもらうことが必要である。 そのためには、資源物がいつでも搬入可能である総合資源回収ステーションを他地域へ展開することを検討することが望まれる。 なお、資源物を搬入する際の受付に人を配置する前提で検討するのではなく、A1による受付等、無人での運用を含めて検討することが望まれる。	検討中	市民の資源物の排出環境を整備することは、ごみの減量・リサイクルの推進を図る上で重要であることから、資源物の民間無人回収所や、スーパー等への働きかけを行い、地域バランスを考慮しながら資源物がいつでも排出できる環境の整備検討を進めている。 また、将来的には、資源物の回収が無人で支障なく運用できる手法を検討する。
72	ごみ対策課	意見	3 リサイクル啓発業務 ア リサイクル啓発業務の事業指標の見直し	リサイクル啓発講座の受講者数の目標値を達成したからといって、ごみ減量とリサイクル啓発という事業本来の目的が達成されているか否かについては、疑問が残る。 事務事業評価の定量指標について、事業本来の目的であるリサイクル率を追加するなどの見直しが望ましい。	検討中	適切な指標となるように検討をする。
74	ごみ対策課	意見	4 ガラス工房運営業務 ア ガラス工房葵のあり方の検討について	令和4年度のガラス工房葵の運営に関する収支を確認したところ、収入は10,681千円であるのに対し、支出は20,820千円と、支出が大幅に上回っている。 ガラス工房葵の運営による啓発効果が全くないとは言いきれないが、ごみステーション（家庭系）に出された不燃ごみに含まれる空きびん・生きびんの割合は、改善傾向にないという事実から、ガラス工房葵の運営のような間接的な取組よりも、現在、各週1回のステーション回収となっている空きびん・生きびんについて、例えばりすた稲熊のような総合資源ステーションの拠点を増やし、ごみを出しやすくする等の直接的な取組の方が効果的となる可能性も考えられる。 限りある予算を効果的に活用し、リサイクルの啓発によるごみの減量につながるよう、ガラス工房葵の今後のあり方について、効果測定の方法も含めて検討することが望まれる。	検討中	ガラス工房葵は、「空きびん」をツールとした市内唯一の体験型リサイクル啓発施設であり、市民へのリサイクルの意識向上に寄与する役割を持っている。効果測定の方法はどういったものが適切であるかについては、引き続き検討を行う。 今後も、ガラス工房葵を通じた市民へのリサイクル啓発がより効果的になるよう、今の取組みの見直しも含めて検討を進める。
76	ごみ対策課	意見	5 ごみ減量・リサイクル活動推進業務 ア ごみ減量・リサイクル推進活動報償金のあり方の検討について	市は、各町内会におけるごみ減量・リサイクルの推進を目的とした活動に対し報償金を交付しており、令和4年度は75,214千円交付しており、事業費の99%以上を占めている。 ステーション収集、直接搬入による資源物の回収量内訳の推移は、大幅な変動はなく、令和4年度は全体的に微減している。 しかし、ごみステーション（家庭系）ごみ質分析によると、ステーションに出された不燃ごみに資源物が含まれる割合は、減少傾向あるものの、ステーションに出された可燃ごみに資源物が含まれる割合は、増加傾向にある。そこで引き続き、ごみの正しい分別方法の周知やごみ減量・リサイクルの推進に関する各種啓発が重要である。 そこで、ごみ減量・リサイクル推進活動報償金について一律支給するのではなく、資源回収やミニ拠点回収のように、回収量基準とするなど、より効果のある報償金のあり方について、検討することが望まれる。	検討中	地域によるごみ・リサイクルステーションの管理、正しい分別方法の周知や各種啓発などの取組みについて各町内会には、熱心に取組んでいただいている。 ただ、ごみ減量・リサイクル推進の活動に対する質と量は、地域によって様々な現状である。 より効果的な報償金となるよう算定方法の見直しを検討していく。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要 約 内 容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
80	ごみ対策課	意見	6 リサイクル業務 ア 特命随意契約による業務委託について	容器包装中間処理業務は、随意契約により事業者と契約を締結し業務を委託している。 当該業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約である（以下、「2号随契」という。）。2号随契は、契約内容の目的を達成できる者が契約相手以外に存在しないことから競争入札を実施できないことが適用の条件となっている。 特命随意契約の理由は、市内の事業者に限定して2号随契の理由としている。 市内の事業者を優先して採用することに一定の合理性はあるが、契約金額の見直しを行わない理由にはならない。契約金額に競争性が生じないことで契約金額が高止まりしている可能性も生じている。 そのため、市外の事業者にも予算段階で参考見積りを依頼するなどして、現行の契約金額が妥当なものかどうか吟味することが望まれる。	検討中	市の求める仕様に沿った業務内容や予定数量を基に参考見積を徴取し、金額の妥当性については研究を行う。
81	ごみ対策課	意見	6 リサイクル業務 イ 単価契約により算出される委託料の正確性について	容器包装中間処理業務における、委託料の算定根拠となる当該搬入量は、受注事業者から毎月提出される「中間処理業務報告書（月報）」により報告を受けている。 「中間処理業務報告書（月報）」により記載されている搬入量について、発注者である市は検証する方法がなく、報告される数量の正確性を担保するものがないと思われる。 搬入の都度確認することは、人的リソースの制約上困難であり、全ての数量に対して正確性を担保することは難しい。 しかし、報告数量の検証が全くないと過大あるいは過少な委託料を支払う可能性がある。受注業者への牽制効果を期待して、一定の頻度（四半期に1回または半年に1回程度）には業者の計量に立ち会うことが望ましい。	措置不要	月報の他、根拠となる特定計量器で計量した計量伝票との突合も実施しており、数量の正確性は担保されている認識である。 示された頻度は必要なく、随時の判断で必要時に実施する。
83	ごみ対策課	意見	7 ごみステーション 管理業務 ア ごみステーション 管理業務の事業指標 の未達成に対する対応 について	ごみステーション管理業務の令和5年度事務事業評価表における定量指標は、ごみステーション用管理看板配布枚数としており、令和4年度は達成度110%とされている。 一方、資源物混入率は、令和3年度から改善が見られず、指標分析にも、「市民のごみ減量と資源物リサイクルに対する意識の低下傾向がみられる」とされている。 令和4年度の再生資源物売払収入は184,689千円である。市民のリサイクルに対する意識を向上させるためには、資源物は、市の財源となり、市民に還元されるものであることを周知徹底することが有用であると考えられるため、売却収入額を、資源物の分類別に市のホームページで公開したり、資源物の売払収入を財源とした事業を行ったりするなどの対応が望まれる。	措置不要	令和6年1月から分別の変更を実施しており、資源物混入率の推移を継続して確認していく必要がある。 また、市民のリサイクル意識の向上を図るためには、資源物の売却額を公開することよりも、ステーションに排出された資源物がどのようにリサイクルされているかを周知していくことの方が有用と考えられるため、引き続きHPや広報誌、説明会等の中でリサイクルに関する情報の提供を実施していく。
86	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 ア 一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業務 従事者に対する指導 について	令和4年度に委託先作業員の不適切な行為が発生していることから、市は、委託先が業務従事者に対し、市の委託先として業務を遂行するにあたり、必要な研修等が行われていることについて、確認することが望まれる。	措置済み	令和6年度から、委託先が業務従事者に対して、本市が求める研修などが実施されたか事後確認をするため、業務委託仕様書に報告書を提出するよう示した。
87	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 イ 環境保全措置の 概要を示した書類への 記載事項の充実につ いて	委託先から提出された環境保全措置の概要を示した書類への記載内容に各社ばらつきがあり、全ての委託先において適切な環境保全措置が実施されていることを確認できる資料とはいえないことから、環境保全措置として市側が遵守を求める事項をチェックリスト等の形式で提示した上で、委託先から遵守を約束する宣誓書を提出いただく形式とするなど、方法の見直しが望まれる。	措置済み	全ての委託先に、環境保全措置として市側が遵守を求める事項をチェックリスト形式で提示した上で、業務委託仕様書に委託先から環境保全措置を遵守する宣誓書を提出するよう記載した。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要 約 内 容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
88	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 ウ 収集業務のDX 推進について	収集業務委託について、従事者の高齢化と今後の担い手不足が課題であると考えられる中、今後、更なる業務の効率化が必要であると考え る。 そのため、AIによる配車ルートの設定などのDX推進について、委託先だけで導入を検討することが難しい場合は、市が直営収集で試験導入したものを委託先に展開する等、DX推進への取組が望まれる。	措置済み	令和6年度から、粗大ごみの収集ルートの自動的な作成が可能となる、粗大ごみ収集管理システムを導入し、DXを活用した業務の効率化を図った。
89	ごみ対策課	指摘	9 ごみ収集業務 エ 随意契約とした理由の明示の必要性について	契約を確認した結果、次のように予定価額が50万円を超えているにも関わらず、入札ではなく随意契約しており、また随意契約とした理由が明確に記載されていないものが発見された。 委託内容からすると、車検の追加整備であるため、元々車検を請け負った業者に追加で支払ったものと推測される。今後はこのような特別な事情がある場合は、決裁書に明確に記載するべきである。	措置済み	指摘のとおり、随意契約とした理由が記載されていない書類があり、修正を行った。
90	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 オ タイヤ購入時の単価契約の検討について	車両ごとにタイヤの形状や摩擦具合も異なるため、タイヤの購入計画を立てておらず、順次タイヤの交換を行っている状況であった。 タイヤも消耗品であることから、パンク等による交換以外については、2～3年など、ある程度計画を立てて、交換を行うことが望ましい。また計画を立てることで、年間の購入量がある程度予想することができる。例年、ほぼ同一単価で契約していることもあり、年間の単価契約を結ぶことを検討されたい。単価契約を締結することにより、業者は毎回見積書を提出する必要がなくなり、市としてはまとめて契約することにより、単価を抑える効果も考えられる。	措置不能	タイヤの交換計画については車両によりタイヤの種類が異なること、使用状況等により摩耗状況が大きく変わってくることで、収集経費の削減、業務の委託化を進める中で、収集ルートが変わり車両の使用状況が大きく変わること、車両台数の削減を行っていることから計画を立てるのが難しい状況である。 単価契約についてもタイヤの種類が多いことから、それぞれのタイヤごとに事前に単価契約を結ぶより、購入時に見積書を徴取した方が効率的と考える。
91	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 カ 特殊勤務手当支給金額集計のDX化について	特殊勤務手当支給金額集計をシステム化することにより、DXを推進して、業務の効率化を図ることが望まれる。	検討中	休日勤務手当の入力を庶務事務システムでRPA化することにより、効率化が図られた。特殊勤務手当についてもシステムにRPAで入力できるよう事務の調整を進めていく。
92	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 キ 特殊勤務手当の金額設定の見直しについて	「岡崎市技能業務職員就業規則」第20条によると、廃棄物の収集作業等を行う技能業務職員には、特殊勤務手当を1日につき900円（勤務時間が5時間未満の場合は、540円）支給することとなっている。この特殊勤務手当について、近隣の中核市である豊橋市及び豊田市と比較したところ、岡崎市の手当が一番高額となっていた。 1トン当たりごみ収集原価は委託の方が安価である中、直営による収集原価を見直すことが望まれる。	検討中	他市の状況を確認し、適切な特殊勤務手当の金額について検討していく。
93	ごみ対策課	意見	9 ごみ収集業務 ク ごみ収集業務の委託化の推進について	ごみ収集業務のうち、直営収集の1トン当たりごみ処理原価は、委託収集の倍以上となっている。 これは、これまでのごみ収集業務の委託化により、直営での収集量が減少しているものの、経費が減少していないことによるものである。市は、ごみ収集業務の委託化により、技能業務職員数を削減している。直営と委託によるごみ処理原価の差は明白である一方、発災時の迅速な初動対応が可能であるという直営の利点も勘案しつつ、ごみ収集業務の委託化を推進することが望まれる。	措置済み	令和6年度から新たに可燃ごみ収集の一部を委託化した。 引き続き、ごみ収集業務に係る経費を検討しつつ、大規模災害が発災した際の機動的な対応を鑑み、直営と委託のバランスを踏まえたく上で、ごみ収集業務の委託化への検討を継続する。
97	清掃施設課	指摘	13 ごみ再生処理促進業務 ア 資源物選別委託料の見直しについて	資源物選別委託契約は、障がい者雇用の場の確保のため、特命随意契約となっており、委託金額は、見積書金額と同額で決定される。 委託金額の計算根拠は、業務日数、業務時間、予定従事者人数及び時給を記載した設計書であり、契約後に提出される業務計画書は、設計書と同じ内容となっている。 監査人が業務報告書を確認したところ、設計書上では従事者人数が16人となっているのに対し、実際の月次の業務従事者は日平均14.2人と、1.8人少ない状況であった。 このため、実績と見積を比較し、現状に即した従業者人数にて契約を行う必要がある。	措置不要	契約の内容と実際の作業が異なった場合は、指摘事項のとおり、変更契約を行い減額変更すべきと考えるが、今回の契約は、契約の内容と実際の作業は一致している。 また、人数に対する契約ではなく、業務量に対する契約であり、変更契約は必要ないと考える。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要 約 内 容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
99	清掃施設課	意見	13 ごみ再生処理促進業務 イ リサイクルプラザの活用について (ア)リサイクルプラザと資源化施設の運用に関する非効率について	不燃ごみを搬入する際、まず、リサイクルプラザで車両の計量を行い、移動距離が約2キロ離れた資源化施設にごみを搬入し、再度、リサイクルプラザで車両の計量を行い、当初の計量分との差で、ごみの搬入量を把握し、ごみ処理手数料を計算している。 計量場所と搬入場所が別の施設となっている理由を担当者に確認したところ、不燃ごみに関しては、リサイクルプラザの破碎施設（機械選別）が令和元年6月の火災事故によって使用できなくなり、以降、応急策として才栗町の資源化施設のテント内にベルトコンベヤを置き、手選別を行っているものであるとのことであった。また、ペットボトルは、資源化施設で手選別したものを、リサイクルプラザに運び、破碎している。 リサイクルプラザと資源化施設の運用については、上記のような非効率が生じており、早急な対応が望まれる。	検討中	リサイクルプラザと資源化施設の運用において非効率が生じている問題を解決するためには、資源化施設の機能をリサイクルプラザに集約する必要がある。そのためには、旧ごみ焼却施設を国の交付金を活用して解体撤去する必要があり、今後の整備計画を、公共施設等マネジメント推進会議に諮っていく。
101	清掃施設課	意見	13 ごみ再生処理促進業務 イ リサイクルプラザの活用について (イ)リサイクルプラザの未稼働部分について	令和元年6月に火災が発生した貯留ピットのあったリサイクル棟は、2階部分のみ作業員の詰所として使用しているが、焼却施設のあった工場棟については、受電設備、給水設備、排水処理設備以外は未稼働の状況である。未稼働箇所についても、安全点検は実施されているとのことであるが、通常は、無人となっていることから、安全面で不安は残るため、早急な対応が望まれる。	措置済み	作業員の安全面を考えると有人より無人の方が良く、施設の火災は機械警報で確認が取れる。リサイクル棟にあった作業員の詰所を管理棟へ移動し管理を一元化した。また安全点検は継続する。
103	清掃施設課	意見	14 ごみ処理施設管理運営業務 ア 一者入札となった場合の対応について	令和4年度に実施された一般競争入札及び指名競争入札の結果を確認したところ、複数回の入札で、結果として一者しか入札がない一者入札となったものがあつた。 清掃施設の管理事業という特殊な業務であることは理解しているが、一者入札となった契約は、物品の購入であり、その内容からも随意契約としなければならないほど、1つの特定の業者しか入札できないものではない。また、今後は一者入札となった場合には、その原因を分析し、同様の契約内容の入札を行う場合に、複数業者の入札となるように努力されることが望まれる。	措置不要	入札は事前に入札情報として広く一般に情報提供しており、結果として一者しか入札がなかったとしても、入札としては成立していることから特段問題ない。
104	清掃施設課	指摘	14 ごみ処理施設管理運営業務 イ 相見積りによる購入金額の妥当性の検討について	同一日付で、同一の内容の見積書があることについて、清掃施設課担当者に確認したところ、取引先の希望かどうかも含めて経緯が不明とのことであった。 今回発見されたケースはどちらも購入合計金額が50,000円以下であることから、岡崎市契約規則第24条1項1号に該当し、相見積りは不要である。ただし、同じものを購入していることから、本来1つの契約とした場合は、合計金額が50,000円を超え、2者以上の見積りが必要なものである。このような別契約になった経緯が不明のため、真偽は分からないが、実際にはそういった意図がなかったとしても、客観的にみると相見積りも避けるために、金額が50,000円以下となるように契約を2つに分けたようにも疑われる可能性もある。相見積りもをとった場合、今回の契約単価より低くなる可能性も否定できないことから、同一の物品購入については1つの契約とし、相見積りもをとることを徹底するべきである。	措置済み	同一の物品購入で、合計金額が50,000円を超えるものは、2者の見積り徴取を行うよう指導にした。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要約内容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
106	清掃施設課	意見	14 ごみ処理施設管理運営業務 ウ 特命随意契約による業務委託について	中央クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務は、随意契約により事業者と契約を締結し業務を委託している。 特命随意契約の理由書から、ごみ処理の安全性と施設の安定的な稼働を優先して委託業者の選定を行っていることが分かる。確かに、市民に安心してもらえる施設を目指す上では、入札による価格の競争性よりも優先順位の高い事項である。 しかし、契約金額は360,800千円であり、この委託料が業務に対して妥当かどうか検証する必要がある。この点について、清掃施設課担当者にヒアリングしたところ、当該受託事業者を利用している他団体の委託料を比較することで検証を行っている旨の回答を得た。しかし、他団体比較検討を実施するのであれば、同じ事業者を採用している他団体ではなく、市と同じ処理方式を採用している他団体がどの事業者を採用してどれくらいのコストが掛かっているかを比較する必要があるだろう。 また、大阪府の高槻市のように、ごみ処理施設運転管理業務を受託する事業者の選定にあたり総合評価方式による入札を採用している団体もある。総合評価方式による入札では、価格要素以外も含めて総合的に評価するため、ごみ処理の安全性や安定的な稼働を担保した上で落札者を決定することができる。このように、業務の品質と価格の競争性を満たすような入札方式の検討することが望ましい。	措置不要	価格について、中央クリーンセンターと同様の直接溶融システムにてごみ処理を行う自治体及び事務組合（24施設）にて、相互のネットワークをもって、施設の管理運営の情報交換及び相互の連携を図り金額の妥当性を確認している。また、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会とも情報交換を行っている。それと共に、過去の実績と比較して急激な値上げがないかも確認している。 また、プラント設備における点検整備は、各種設備の分解点検を行い、劣化損耗した部分の整備と消耗品の交換を実施し、機器の動作と連携チェックを行うものである。対象設備には、メーカー独自の部品や交換消耗品があるため、技術的知識と施設を安定稼働させる総合調整能力が必要であり、メーカー以外での対応はできないため特命随意契約となる。
107	清掃施設課	意見	14 ごみ処理施設管理運営業務 エ 委託業務の履行確認について	中央クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務の委託料は、金額が360,800千円と比較的大きいにも関わらず、委託業務が契約どおりに履行されているかを確認した証跡が見当たらなかった。 この点について、請求書に履行確認及び立会人を行った者の補職名と氏名を記載することで、履行確認を実施したことを書類として残している。 しかし、このような取り扱いでは、委託業務完了後、具体的にどのような確認が実施されたかが不明瞭であるため、成果物である書類に対してチェック証跡を残すなどの方法で履行確認をすることが望ましい。	措置不要	岡崎市契約の履行の確認に関する事務処理要領に基づき、請求書の履行確認欄で履行確認者及び立会人の補職名と氏名を記載し、履行確認を実施したことを書類として残している。
108	清掃施設課	指摘	14 ごみ処理施設管理運営業務 オ 随意契約による委託業務の再委託について	分析測定業務の仕様書は業務名称が指すとおり、可燃ごみのサンプル採取から分析までが主な業務として仕様書に記載されている。一方で、当該分析測定業務は以下のように別の事業者にも再委託されている。 再委託内容は「ごみ質分析」であり、仕様書に謳われている業務内容である。 しかし、受託事業者から「業務再委託承諾申出書」が市に提出され、市はそれを承諾している。この点について、清掃施設課担当者にヒアリングしたところ、再委託している内容は主な業務でなく、可燃ごみのサンプル作業のため現場に出入りするは受託事業者のみであるため再委託を承諾している旨回答を得た。 しかし、再委託内容である「ごみ質分析」は仕様書に記載のある業務内容であり、概算再委託金額は金額ベースでは約2/3を再委託していることになる。これでは受託事業者が契約約款に即して業務を履行しているとは言い難いため、契約約款に基づいて適切に業務を履行するよう市から指導すべきである。	措置不要	本業務は、5者の指名競争入札を行い落札業者（受注者）と契約をしており、受注者が再委託している内容は分析業務部分である。可燃ごみのサンプル作業のため現場に出入りし、現場の安全管理、工程管理、写真撮影及び成果品提出など受注者が実質業務の管理を行っていた。受注者が実質的に関与していると認められる場合には、一括再委託等の禁止にあたらないと考える。 なお、受注者のサンエイ株式会社は、会社の事業内容の一部に、環境事業部を有しており、測定分析業務を行っているため、指名業者としても適合している。 また、令和5年度の契約は、指名競争入札の結果、株式会社環境総合リサーチ中部事業所に決定し再委託はなかった。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要約内容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
110	清掃施設課	意見	14 1 4 ごみ処理施設管理運営業務 カ 搬入日計記録簿の効率化について	搬入件数合計及び手数料金額合計について、日次の手書きによる転記や月次の手集計は事務手続きの効率性の観点から改善が必要であると考えられる。 例えば、表計算ソフトによる集計を行い、月次で出力した一覧に課長が承認を行うなどの改善方法が考えられる。 また、「ごみ搬入月報」というシステム出力帳票があるが、当該資料で集計されるのは、件数と搬入量のみである。そこで、手数料金額についても集計されるようにシステム改修を行い、従来、手作業で集計されていた情報について、システム出力帳票を活用することも考えられる。 なお、八帖クリーンセンターの搬入日計記録簿はエクセルで作成しているものの、同じページに日付ごとに同一人物が複数回押印する運用となっていた。効率化の観点から、同じページに1回の押印とするなどの様式の見直しが見られる。	措置不要	現在のシステムの構成を見直すにはシステムの更新が必要となるため改修は考えていない。また令和6年10月からキャッシュレス決済を開始しているが、手数料金額が集計されるようにシステム改修を行うには、レジスターとキャッシュレス決済をシステムに連動させる必要があり、かなりのコストが掛るため現時点では考えていない。
114	清掃施設課	意見	14 1 4 1 キ 一般廃棄物処分申出書のDX推進について	一般廃棄物処分申出書の紙での運用は、非効率であり、事務手続きの効率化の観点から、タブレットの配備を行うなどにより、アプリを活用した自動集計を可能とするなどの対応を検討することが望まれる。	措置不要	自動集計やデータ保管の観点からは、タブレットの配備による電子化が効率的であるが、一般廃棄物処分申出書を記入するのは、ごみを搬入する市民や業者であり、タブレットを配備して住所や氏名を記入してもらうのは、時間がかかり渋滞の原因になる。紙での運用が現実的で、渋滞が少なく効率である。
116	清掃施設課	意見	14 1 4 1 ク 一般廃棄物処分申出書のDX推進について	ごみ処理手数料の支払方法は、現金のみである。清掃施設課担当者によると、キャッシュレス決済を可能とするように検討中であるとのことであった。市民の利便性向上の観点から、キャッシュレス決済として、クレジットカードや電子マネー等、複数の支払方法を可能とするよう、検討することが望まれる。	措置済み	令和6年10月からキャッシュレス決済を開始し、クレジットカードや電子マネー等、複数の支払方法を可能とした。
116	清掃施設課	意見	14 1 4 1 ケ ごみ持ち込みの受付時間について	中央クリーンセンターへのごみ持ち込みの受付時間について、委託料削減による経済性の観点から、類団を参考に、事前予約制や、お昼休み及び土曜日の受付の要否について、検討することが望まれる。	措置不要	中央クリーンセンターへのごみ持ち込みの受付は、以前、市民サービスの観点から昼休みと毎月第四日曜日に実施していたが、経済性の観点から取止めとなった。検討した結果が現在の受付時間である。
120	清掃施設課	指摘	16 1 ア 一般廃棄物処分申出書の記入漏れについて	令和4年度の一般廃棄物処分申出書を確認したところ、種類の記載はあるが、数量・手数料単価・手数料額欄について空欄のものが発見された。 内容については、該当する計量表から最終的には確認できるものの、廃棄物の内容を明確にする一般廃棄物処分申出書の趣旨からすれば、漏れなく記載して申請が行われるべきである。	措置済み	廃棄物の内容を明確に確認できる一般廃棄物処分申出書の内容と計量表とに齟齬が無いよう、漏れなく記載するようになった。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要 約 内 容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
122	清掃施設課	意見	17 廃棄物再生利用施設管理運営業務 ア 特命随意契約による業務委託について	<p>廃棄物再生利用施設点検整備業務は、随意契約により事業者と契約を締結し業務を委託している。</p> <p>特命随意契約の理由として、対象となる施設を整備した事業者によって点検を実施することが効率的かつ効果的であることは説明に難しい。</p> <p>しかし、それをもって「当該施設に係る技術的知識」が他の業者にならないとは言えない。また、競争入札という手法をとらないことにより、契約額が高止まりする可能性も否定できない。</p> <p>この点については、中央クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務でも同様の趣旨を意見として挙げたが、同業他社に技術的要件を満たすかどうか確認の上、参考見積りを徴収するなどして現状の委託料7,370千円の妥当性を検証することが望まれる。</p>	措置不要	<p>プラント設備における点検整備は、各種設備の分解点検を行い、劣化損耗した部分の整備と消耗品の交換を実施し、機器の動作と連携チェックを行うものである。対象設備には、メーカー独自の部品や交換消耗品があるため、技術的知識と施設を安定稼働させる総合調整能力が必要であり、メーカー以外での対応はできない。</p> <p>また、新設設備のような能力発注ではなく、既設設備の保守整備であり、同じ条件での積算が難しく、他社から参考見積りを徴取できない。</p>
124	清掃施設課	意見	18 ごみ焼却施設整備業務 ア ごみ焼却施設整備業務の事業指標の見直し	<p>ごみ焼却施設整備業務の令和5年度事務事業評価表における定量指標は、ごみ焼却施設整備件数となっており、令和4年度は達成度100%とされている。</p> <p>当該指標は、八帖クリーンセンターの補修工事全体を1件として考えており、計画どおり実施したら達成できる指標となっており、事業の実施の有無を確認するだけの指標であると考えられる。そのため、事務事業評価の定量指標について、例えば目標値を個別施設計画の整備計画どおりに整備が行われているか否かを指標とするなどの見直しを行うことが望ましい。</p>	措置不能	<p>ごみ焼却施設整備業務の内容は、前期、後期の保守点検や日々の運転管理における不具合などで左右されることから、指標の設定は困難であるため、当該指標を継続する。</p>
125	清掃施設課	意見	18 ごみ焼却施設整備業務 イ 八帖クリーンセンター焼却炉の解体撤去費用の計画的な予算の確保と跡地利用について	<p>八帖クリーンセンターの焼却炉のうち、2号炉については、平成23年度に施設の老朽化を受け稼働を停止しており、現在1号炉のみが稼働している状況である。</p> <p>また、し尿処理施設についても、一部未稼働となっている。</p> <p>現在稼働中の1号炉についても、令和12年度に供用開始予定の広域ごみ処理施設に集約される予定である。</p> <p>1号炉の稼働停止後、八帖クリーンセンターの跡地利用に際して、焼却施設を解体処理する場合、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要することになるため、解体撤去費用の計画的な予算の確保が望まれる。</p>	措置予定	<p>1号炉の稼働停止後、速やかに1号炉と2号炉の解体に着手出来るよう、令和7年度より解体撤去費用の概算を算出するとともに解体に向けた調査検討を進める考えである。</p> <p>解体撤去費用の計画的な予算については、施設のマネジメント会議などを行い、財政部局と調整を図る。また、跡地利用についても、跡地の施設整備計画策定業務委託料を計上するよう予定している。</p>
126	清掃施設課	意見	19 ごみ焼却施設管理運営業務 ア 一者入札となった場合の対応について	<p>八帖クリーンセンターのごみ焼却施設運転管理業務は、令和元年度に直営から委託に変更し、3年ごとに指名競争入札を行っている。</p> <p>平成30年度と令和3年度に実施された指名競争入札の結果は、2回とも同一の1社による入札であり、他指名業者は辞退している。</p> <p>今後、物価高の影響で、予定価格の上昇が見込まれる中、契約・購入の財源に市民の税金が含まれていることを勘案すると、複数業者によって活発な入札となることが望まれる。</p> <p>そのため、一者入札となった場合には、辞退理由の確認を実施する等、その原因を分析し、今後同様の入札を行う場合に、複数業者の入札となるように努力されることが望まれる。</p>	措置不要	<p>入札に参加する業者は八帖クリーンセンターごみ焼却施設と同様の発電設備があるストーカ炉の運転管理委託業務の実績および自社又は関連会社において、ごみ処理施設の延命化や改良工事、点検整備などの実績がある者を指名しており、結果として一者しか入札がなかったとしても、特段問題はないと考えている。</p>

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要 約 内 容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
127	清掃施設課	指摘	19 ごみ焼却施設管理運営業務 イ 再委託承諾申出書の未提出について	岡崎市保守点検等委託契約約款第5条第2項において、業務の一部又は再委託を行う際は、発注者の承諾が必要であり、市では「再委託承諾申出書」について委託業者から提出を求めている。 令和4年度に、市は処理施設点検整備業務の契約締結を行っている。委託業者は、業務の一部について再委託を行っているが、再委託承諾申出書の提出を求めていなかった。 今後は、委託契約においてどのような契約内容であっても、再委託がある場合は、再委託承諾申出書の提出を業者に徹底させるべきである。	措置済み	再委託承諾申出書の提出を徹底した。令和5年度の処理施設点検整備業務においても再委託承諾申請書を提出させ承諾した。
130	清掃施設課	意見	19 ごみ焼却施設管理運営業務 ウ 委託先からの業務報告書内容の確認について	市では、業務を委託する場合、委託業者に業務報告書の提出を求めている。今回「ごみ処理施設前期点検整備業務」において、再委託先から提出された報告書の一部が印刷ミスにより文章が途切れている部分があった。委託先から提出される業務報告書は、業務の実施内容について報告されている重要な報告書である。 今後は提出された際に、報告書の内容を確認することが望まれる。	措置済み	報告書の内容は確認しているが、印刷ミスで文章が途切れている部分をそのままにしてしまった箇所があった。報告書は後から再確認する時にも必要な物であり、印刷ミスは修正するよう徹底した。
133	清掃施設課	指摘	22 現場視察 ア 八帖クリーンセンターにおける不要な試験・研究用機器の廃棄について	八帖クリーンセンターにおいて備品一覧と現物の照合を実施したところ、試験・研究用機器1件が現在使用されておらず、水質試験室ではなく、換気機械室で保管されていることが判明した。 不要となった機器については、適時に廃棄し、備品一覧において除却処理をすべきである。 なお、担当者によると、当該旧機器について、令和5年11月に備品一覧から除却処理したとのことである。 また、水質試験室には、備品一覧に記載はなく、現在は使用されていない機器が廃棄されないまま残されていた。これらの不要機器についても、廃棄することが望まれる。	措置予定	今後も完全に不必要となった備品は一覧から速やかに除却する。不要となった機器は令和6年度に処分する見込み。
136	清掃施設課	指摘	22 現場視察 イ 八帖クリーンセンターの水質試験室における薬品管理について	八帖クリーンセンターの水質試験室では、毒物、劇物及び危険物等が薬品保管エリア内の施錠できる薬品保管棚及びエリア外の施錠していない冷蔵庫内で保管されていた。 薬品保管エリア外の施錠していない冷蔵庫内で保管されている劇物及び危険物のうち、少なくとも、劇物については、施錠できる設備で保管する必要がある。 なお、一般廃棄物最終処分場では、薬品を保管する冷蔵庫にチェーンロックを掛けて対応されていたため、参考にされたい。	措置済み	毒物、劇物及び危険物などの薬品保管の冷蔵庫を施錠できる薬品保管エリアに移動させ対応している。
139	清掃施設課	指摘	22 現場視察 ウ 八帖クリーンセンターの水質試験室外における薬品管理について	「薬品在庫、使用量確認表」を確認したところ、使用量と在庫量が鉛筆書きで作成されていた。薬品を適切に管理するにあたり、鉛筆書きという後から修正可能な方法での記録は、不適切であると考えられる。 薬品の適切な管理の為、「薬品在庫、使用量確認表」については、鉛筆書きではなく、ペン書きとするなど、後から修正できない方法で記録する必要がある。	措置済み	令和5年12月より「薬品在庫、使用量確認表」の様式を修正するとともに、ペン書きとした。
140	清掃施設課	意見	22 現場視察 エ 八帖クリーンセンターの消耗品在庫管理表の未更新について	水質試験室で使用する消耗品の管理表について、令和3年3月以降、更新されないまま壁に添付されていた。 消耗品については、「岡崎市物品管理規則」第7条第2項において、「その目的又は用途に応じて適正かつ効率的に取得し、管理し、又は処分しなければならない。」と定められているものの、管理簿の作成が必須とされているわけではない。 しかし、管理上、消耗品在庫の数量や、使用の可否について、最低年に1度程度確認することが望まれる。	措置済み	令和5年12月より管理簿の更新を再開した。ペン書きとし、時々確認も行っている。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要約内容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
142	清掃施設課	意見	22 現場視察 オ リサイクルプラザに設置されている公衆電話について	清掃施設課の令和4年度の現金出納簿を確認したところ、私用電話代収入が年間130円記録されていた。これは、リサイクルプラザでは一部の携帯電話会社の電波以外通じないことから、技能業務職員が私用電話をする際に利用する公衆電話の利用料金である。公衆電話を設置している以上、少額であっても収入を管理する手間が発生してしまう。また、年間数百円の利用しかない公衆電話の必要性は低いと考えられる。そのため、事務手続の効率性の観点から、別途目的も勘案した上で、リサイクルプラザの公衆電話の撤去を検討することが望まれる。	措置済み	事務手続の効率性の観点から、リサイクルプラザの公衆電話を令和6年度に撤去した。
142	清掃施設課	指摘	22 現場視察 カ 北部一般廃棄物最終処分場の備品一覧の更新漏れについて	北部一般廃棄物最終処分場において備品一覧と現物の照合を実施したところ、計測機器1点が老朽化による使用不可のため、令和3年3月22日から更新後の機器を使用していることが判明した。不要となり、廃棄した機器については、適時に備品一覧において除却処理をすべきである。なお、担当者によると、当該旧機器について、令和5年12月に備品一覧から除却処理したとのことである。	措置済み	不用決定及び廃棄をした備品について、適時除却処理を行うよう、改めて課内へ周知した。また、毎年度1回の備品検査において帳簿と現物を照合して確認し、台帳の登録誤り及び漏れがないよう徹底する。
143	清掃施設課	指摘	22 現場視察 キ 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における薬品管理について	才栗町の一般廃棄物最終処分場における薬品管理について、医薬用外劇物については、「才栗処理施設薬品数量確認表」によりその数量を管理している。実際に確認表と現物の数量を照合したところ、確認表では開封済ボトルが1本、未開封ボトルが2本となっていたが、現物は開封済ボトル4本、未開封ボトル2本であり、確認表よりも開封済ボトルが3本多かった。管理を任されている受託業者に確認したところ、令和5年4月から受託業者が交代となり、引継ぎ整理ができていなかったとのことであった。確認表上の数量が過少になっている場合、薬品の盗難や紛失に気づけないことがあるため、薬品の在庫確認にあたっては2人1組で実施するなど適正な管理体制が望まれる。なお、受託業者によると、「才栗処理施設薬品数量確認表」について、引継ぎ整理したとのことである。	措置済み	日常管理の再度の徹底及び週1、月1の全体確認を指示した。
145	清掃施設課	指摘	22 現場視察 ク 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における備品の除却処理漏れについて	才栗町の一般廃棄物最終処分場において、備品一覧と現物の照合を実施したところ、計測機器1点が老朽化による使用不可のため、既に廃棄済みであった。当該廃棄済みの計測機器については、備品一覧上速やかに除却処理すべきである。なお、担当者によると、当該旧機器について、令和5年12月に備品一覧から除却処理したとのことである。	措置済み	受託業者に対して備品の除却について、備品一覧から除却した際は日次報告時において報告を実施することとした。
146	清掃施設課	意見	22 現場視察 ケ 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における備品管理について	才栗町の一般廃棄物最終処分場で管理している酸素発生形循環式酸素呼吸器は、浸出水処理施設において、化学物質の漏洩事故や槽清掃時の酸欠事故等で職員が緊急対応する際に使用する目的で保管している備品である。しかし、当該酸素呼吸器の使用状況を確認したところ、昭和61年に取得して以降使用実績はないと思われる旨の回答であった。また、使用方法についてヒアリングしたところ、詳細な方法について認識している職員がおらず、緊急時に正しく使用できると考えにくい状況であった。危機対応時に安全に使用できる保証もないため、製造メーカー等に問い合わせ、使用期限等を確認することが望ましい。	措置済み	緊急時取扱設備（酸素発生形循環式酸素呼吸器）等の更新時期を定期的に管理し、更新が必要と思われるものは適宜買い替えを行っていく。

頁	担当課	結果	指摘等の項目	要約内容	措置状況	取組内容（改善措置の内容、措置完了への見通し等）
147	清掃施設課	意見	2 2 現場視察 コ 一般廃棄物最終処分場（南大須町）の浸出水浄化施設の管理について	南大須町額田地区にある一般廃棄物最終処分場は、既に埋立の役割を終えており、現在は浸出水の浄化処理のみを行っている施設である。当該最終処分場の浸出水浄化施設を現場視察したところ、浄化用の薬品タンク及び附属設備を囲うようなフェンス等は確認できなかった。当該施設は山中にあるため、人通りはほとんどないと思われるものの、浄化施設への異物混入の可能性など受託業者や市職員以外の者も出入りできる状況は望ましいものではないため、立入禁止の注意喚起をする看板やフェンス等を設置することが望ましい。 なお、担当者によると、当該浸出水浄化施設について、令和5年度中にフェンスで囲うとのことである。	措置済み	フェンスの設置を完了した。
152	ごみ対策課	意見	2 3 ごみ処理手数料の改定 ア 定期的なごみ処理手数料の見直しと事業系ごみ処理手数料の設定について	市の令和5年度のごみ処理手数料の改定は、前回平成23年度の改定以降12年ぶりの改定であるが、エネルギーコストが高騰している環境も踏まえて、今後は定期的にごみ処理手数料の見直しを行うことが望ましい。 また、ごみ処理手数料の見直しを行う際には、ごみ処理原価全額を負担するような金額設定とすることを検討することが望ましい。 なお、家庭から出たごみ及び事業所から出たごみ（一般廃棄物）を持ち込む場合のごみ処理手数料改定では、焼却（中間処理）原価を基に計算されている。	検討中	ごみ処理手数料の見直しについては、今後もごみ処理原価の推移を注視しながら、近隣他市町の手数料改定の状況なども含めて、適時検討していく。
154	ごみ対策課	意見	2 3 ごみ処理手数料の改定 イ 減価償却費の計算方法について	ごみ処理手数料の改定に使用した市の原価計算における減価償却費の算出方法について確認したところ、基本的には全都清方式を採用しているものの、一部について独自の基準を設けていた。 今後のごみ処理手数料の改定にあたり、適切なごみ処理原価の把握は重要であることから、減価償却費の算出方法については、市独自の基準ではなく、統一的な基準に基づく地方公会計の基礎資料として整備している固定資産台帳を活用することにより、資産形成を伴うような工事費は統一的な基準に定める耐用年数に従って償却する方法が望ましい。	検討中	減価償却費の考え方については、これまでの原価計算との乖離が大きく生じない範囲で、今後検討する。
159	ごみ対策課	意見	2 3 ごみ処理手数料の改定 ウ 原価計算手法の更新の検討と原価計算結果の公表について	一般廃棄物会計基準に基づく書類の作成については、環境省から支援ツールが提供されていることから、原価計算の標準的な手法として一般廃棄物会計基準の導入を検討することが望ましい。 原価計算結果について、手数料等の決定や改定時の利用に限らず、一般廃棄物の処理に係る事業運営に対する理解を促すために継続して情報を公開することを検討されたい。	検討中	環境省が示している会計基準の導入は、今後検討する。